

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 東京都
（氏名） A

上記被審人に対する平成29年度（判）第31号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官山下真、審判官城處琢也、同中馬慎子から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金59万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成30年6月25日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第17号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成30年4月23日

金融庁長官 森 信 親

(別紙1)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第17号に該当

被審人は、不動産の取引当事者の委託を受けてなす取引物件の事務管理等のエスクロー業務等を目的とし、その発行する株式が東京証券取引所市場第一部に上場されている株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン（以下「エスクローA J」という。平成28年2月22日付けで東京証券取引所JASDAQ市場より同取引所市場第二部に市場変更、平成28年6月24日付けで同取引所一部指定）の役員であったが、その職務に関し知った、

(1) 同社の業務執行を決定する機関が株式の分割を行うことについての決定をした旨の重要事実を、平成27年7月14日午後0時16分頃に、東京都内において、携帯電話の電子メールで、Bに対し、上記重要事実の公表がされる前にエスクローA J株式の買付けをさせることにより同人に利益を得させる目的をもって、伝達したものである。

Bは、上記重要事実が公表された平成27年7月14日午後3時頃より前の同日午後2時27分頃、C証券株式会社を介し、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）において、自己の計算において、エスクローA J株式100株を買付価額81万2000円で買い付けたものである。

(2) ①同社の属する企業集団の平成28年3月1日から平成29年2月28日までの事業年度（以下「平成29年2月期」という。）の売上高について、平成28年6月17日に公表がされた直近の予想値（売上高23億4200万円）に比較して、同社が新たに算出した予想値において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じた旨の重要事実、②同社の平成29年2月期の剰余金の配当について、平成28年4月8日に公表がされた前事業年度の実績値（剰余金の配当10円）に比較して、同社が新たに算出した予想値において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じた旨の重要事実を、いずれも平成28年12月13日に、東京都内において、携帯電話の電子メールで、Bに対し、同社において新たに算出した予想値（売上高25億7700万円、剰余金の配当15円）の公表がされる前にエスクローA J株式の買付けをさせることにより同人に利益を得させる目的をもって、伝達したものである。

Bは、上記重要事実の公表がされた平成28年12月14日午後0時30分頃より前の同日午前9時19分頃から午前11時10分頃までの間、C証券株式会社を介し、東京証券取引所において、自己の計算において、エスクローA J株式合計2200株を買付価額合計299万4000円で買い付けたものである。

(別紙2)

2 法令の適用

法第175条の2第1項第3号、第3項第2号、第167条の2第1項、第166条第1項第1号、第2項第1号へ、第3号、第176条第2項、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第51条第1号、第4号

3 課徴金の計算の基礎

別紙1に掲げる事実につき

(1) 違反事実(1)に係る課徴金の額

- ① 法第175条の2第1項第3号の規定により、当該違反行為により当該情報受領者等が行った当該買付けによって得た利得相当額に2分の1を乗じて得た額。

利得相当額とは、同条第3項第2号の規定により、情報受領者等が特定有価証券等の買付けをした場合、当該特定有価証券等の買付けについて業務等に関する重要事実の公表がされた後2週間における最も高い価格(15,200円)に当該特定有価証券等の買付けの数量を乗じて得た額から当該特定有価証券等の買付けをした価格にその数量を乗じて得た額を控除した額。

$$\{(15,200 \text{ 円} \times 100 \text{ 株}) - (8,120 \text{ 円} \times 100 \text{ 株})\} \times 1/2 \\ = 354,000 \text{ 円}$$

- ② 法第176条第2項の規定により、上記①で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、350,000円となる。

(2) 違反事実(2)に係る課徴金の額

- ① 法第175条の2第1項第3号の規定により、当該違反行為により当該情報受領者等が行った当該買付けによって得た利得相当額に2分の1を乗じて得た額。

利得相当額とは、同条第3項第2号の規定により、情報受領者等が特定有価証券等の買付けをした場合、当該特定有価証券等の買付けについて業務等に関する重要事実の公表がされた後2週間における最も高い価格(1,585円)に当該特定有価証券等の買付けの数量を乗じて得た額から当該特定有価証券等の買付けをした価格にその数量を乗じて得た額を控除した額。

$$\{(1,585 \text{ 円} \times 2,200 \text{ 株}) \\ - (1,345 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} + 1,348 \text{ 円} \times 200 \text{ 株} + 1,353 \text{ 円} \times 300 \text{ 株} + 1,355 \text{ 円} \times 200 \text{ 株} \\ + 1,363 \text{ 円} \times 200 \text{ 株} + 1,364 \text{ 円} \times 1,200 \text{ 株})\} \times 1/2 \\ = 248,300 \text{ 円}$$

- ② 法第176条第2項の規定により、上記①で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、240,000円となる。
- (3) 上記(1)ないし(2)により算定した額の合計
350,000円+240,000円=590,000円となる。